

I 基本構想で  
定める「自治体  
経営の基本的  
な考え方」に基  
づく取り組み

平成 17 年度

## I 基本構想で定める「自治体経営の基本的な考え方」に基づく取り組み 平成 17 年度

平成 13 年 9 月に市議会で議決された三鷹市基本構想では、新たな世紀における自治体の役割を明確に提示しました。この基本構想では、「自治体経営の基本的な考え方」として特に独立して項を設けて展開しており、それは①行政の役割転換、②協働のまちづくりの推進、③成果重視の行政経営システムの確立、④柔軟で機動的な推進体制の整備、⑤透明で公正な行政の確立 の 5 つの考え方から構成されています。

例えば①の「行政の役割転換」においては、「安定した市民生活を保障するための仕組みをつくとともに、市は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換する」としており、行政はセーフティネットの構築やリスク・マネジメントを行いながら、民間の活力や資源を最大限に活用して事業の戦略的展開を図ることを掲げています。

この I 章では、基本構想に掲げる三鷹市の「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、上で示した 5 つの基本方針に則った平成 17 年度の主な取り組みについて紹介しています。

三鷹市における自治体経営の確立に向けた全体的な取り組みとしては、第 II 章から第 IV 章において基本計画（改定）や行財政改革アクションプラン 2010 等の取り組み状況をまとめていますが、本章ではその中から事業手法やその視点において、特に代表的だと思われる「三鷹市らしい取り組み」を選び、その説明をしています。



### 1 行政の役割転換

#### 「あすのまち・三鷹」プロジェクトの推進と三鷹ネットワーク大学の開設

##### 「あすのまち・三鷹」プロジェクトとは

「あすのまち・三鷹」プロジェクトとは、三鷹市が基本目標とする「人間のあすへのまち」を市民満足度の向上と自治体経営の視点から有効に実現するために、ITなどの先進技術を中心とした「先導的モデル事業」や「実証実験型事業」の手法を積極的に用い、民学産公の協働によって事業展開を図り、具体的な公共的事業や公共のサービスのモデル等の成果を全国や世界に広げていくことを目指すものです。「あすのまち・三鷹」推進協議会（以下「協議会」といいます。）は、この「あすのまち・三鷹」プロジェクトを推進する組織として、平成 14 年に発足し、平成 17 年度末現在で、民学産公それぞれを母体とする 81 の団体会員と 17 人の個人会員で構成されていました。

平成 17 年度は、4 年間の協議会活動の最終年次であり、これまでの取り組みについて

総括する年と位置付け事業に取り組みました。具体的な活動としては、前年度に引き続きプロジェクト等を実施したほか、『「あすのまち・三鷹」フェア 2006』を開催し、4年間の活動の成果報告を行いました。このように数々のプロジェクト等を実施してきた協議会は、当初の予定通り平成18年3月末をもって解散しました。

#### 平成17年度に実施したプロジェクト・研究会

平成17年度には、「eビジョントレーニング」と「e介護支援」の2つのプロジェクトを実施しました。

「eビジョントレーニング」プロジェクトは、動体視力をトレーニングすることで、中高年世代の、より快適で健康的な日常生活をどのようにサポートすることができるのかを実証実験によって検証することを目的としました。トレーニングは、自宅のパソコンを用いて行い、パソコン画面上に表示される動体を見分けて、ゲーム感覚で手足を反応させるというものでした。

「e介護支援」プロジェクトは、老人保健施設等における業務について、携帯情報端末や無線技術などを活用した、新たな介護支援システムや機器の研究・開発を行ったもので、三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどうにおいて、社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団の協力を得ながら実施しました。

#### 三鷹ネットワーク大学の開設

平成15年度から16年度にかけて協議会が重ねた検討をもとに、平成17年5月に三鷹ネットワーク大学事業の実施主体となる「三鷹ネットワーク大学推進機構」が14の大学等の教育・研究機関で設立され、理事長には開設協議会でも会長を務めた清成忠男・法政大学前総長が就任しました。同機構は、8月22日に東京都よりNPO法人として認証され、同24日には正式に法人化されました。また、同機構は、事業の拠点となる三鷹駅前協同ビル3階の公の施設「三鷹ネットワーク大学」の指定管理者にも指定されました。

三鷹ネットワーク大学は、10月1日に開設し、民・学・産・公の協働により、「教育・学習」「研究・開発」「窓口・ネットワーク」の三つの機能を果たす取り組みを続けてきました。平成17年10月から18年3月までに実施した講座等は、全46件、延べ303コマ、申込者数延べ5,777人、受講者数延べ4,396人（出席率約76%）となっています。受講者アンケートによる満足度は、約90%という結果を得ることができました（教育・学習機能関連）。



eビジョントレーニング 検査風景



e介護支援 携帯情報端末

また、経済産業省の公募事業「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」に採択され、小学校3校、中学校1校の合計4校の参加、ジブリ美術館のほか市内のアニメーション制作会社や専門のクリエイター、NPO等の参加・協力を得て、「アニメーション・コンテンツ関連産業」を素材として、働くことの楽しさ、コミュニケーション能力や創造性豊かな発想が大切であることを学び、アニメーション制作体験というユニークな試みも小学校2校で行いました（研究・開発機能関連）。

このほか、キャリアデザイン支援として、シニア層向けの講座、セミナーや学生向けの講座も実施しました（窓口・ネットワーク機能関連）。

平成18年度は、協議会が4年にわたって行ってきた「実証実験」など協働研究の要素を三鷹ネットワーク大学が継承し、会員の積極的な取り組みにより、事業全体の質・量の充実に努めることとしています。

今後も、三鷹ネットワーク大学の取り組みを通じて、教育・研究機関の知的資源、市民や企業の経験や技術などが地域に還元され、多様な場で活動する人材の育成に寄与することを目指します。



三鷹ネットワーク大学の講座風景（天文学連続講座から）

## 2 協働のまちづくりの推進

### (1) 協働による情報都市づくり

#### ICF/インテリジェント・コミュニティ・オブ・ザ・イヤー2005の受賞

平成17年6月14日(現地時間)に、ニューヨークで開催された、WTA：世界テレポート連合の内部組織である、インテリジェント・コミュニティ・フォーラム(ICF)の会議で、三鷹市がインテリジェント・コミュニティ・オブ・ザ・イヤー2005(平成17年の情報都市世界一)に選ばれました。

インテリジェント・コミュニティとは、ブロードバンド通信を活用して、経済や



ニューヨーク会議に参加した三鷹の関係者

文化、社会などを発展させた地域のことで、WTA／ICFでは、平成11年から世界の手本となるような地域を選び、表彰してきました。

この選出に先立ち、平成17年1月19日(現地時間)に、清原慶子市長、久保田輝男市議会議員(当時)が出席したWTA／ICFのハワイ会議で、2005年インテリジェント・コミュニティ・トップ・セブンが発表され、イッシー・レ・ムリノー(フランス)、ピライ(ブラジル)、シンガポール、サンダーランド(英国)、天津(中国)、トロント(カナダ)とともに、三鷹市はその1つに選ばれていました。

6月のニューヨーク会議には、三鷹市から清原市長の代理として河村副市長と、受賞対象となった活動を担っているNPOや事業者など13人が参加しました。13日にトップ・セブンの代表者によるプレゼンテーションとパネルセッション、そしてトップ・セブンの表彰(クリスタル盾授与)が行われました。翌14日、トップ・セブンの中から「インテリジェント・コミュニティ・オブ・ザ・イヤー2005」として三鷹市がトップ・ワンに選ばれ、クリスタルトロフィーが授与されました。



トップ・ワンのトロフィー(左はトップ・セブンの盾)

その後7月19日には三鷹産業プラザにおいて受賞報告会が開催され、今回の評価対象となった活動を担っているNPOや市民、企業、大学研究機関の関係者が200人以上集い、熱気の中で喜びを分かち合いました。今回の受賞は、三鷹という地域が市民や研究機関、企業、行政の協働により活性化していることが評価されたものです。

「SOHO CITY みたか構想」から生まれたSOHOやNPOとの協働、コミュニティ行政や三鷹市の基本計画策定時の全員公募の市民による「市民プラン21会議」での市民との協働、「あすのまち・三鷹」推進協議会や「三鷹ネットワーク大学」での市民、大学・研究機関、企業との「民学産公」の協働など、多くの「協働」とその成果が評価につながったとICFは発表しています。

三鷹市は今後とも、「協働」を基礎としたITの活用の取り組みを一層推進し、さらなる市民自治のステップアップを図りながら、「協働」と「IT」との結合をさらに高めて、知識創造型の地域を目指していきます。

## (2) 小・中一貫教育校「にしみたか学園」の開設

### 三鷹市が取り組む小・中一貫教育校の特色

平成18年4月に第二中学校区(第二小学校、井口小学校、第二中学校)に小・中一貫教育校「にしみたか学園」が開園しました。

三鷹市が取り組む小・中一貫教育校は、既存の小・中学校に在籍しながら現行制度の枠組みの中で、学校と地域がともに手を携え、義務教育 9 年間を通して、子どもたちの人間力を育てていこうとするものです。中学校区を単位として、保護者や地域住民が学校運営そのものに積極的にかかわるコミュニティ・スクールを基盤としながら、9 年間の一貫したカリキュラムにより、小・中学校の教員、児童・生徒の連携と交流を深める教育活動を行います。

#### 市民参加による「にしみたか学園」開園までの取り組み

平成 15 年 12 月に、「小・中一貫教育校基本計画検討委員会」から「小・中一貫教育校の創設に向けて（最終報告）」が教育委員会に提出されて以来、20 数回にわたる保護者・市民との意見交換会やアンケート調査などを実施して幅広く意見を聞きながら、平成 17 年 3 月に「小・中一貫教育校構想に関する基本方針」を策定しました。

4 月には「小・中一貫教育校開設準備検討委員会」を設置し、小・中一貫教育校の開設に向けて「学校運営部会」、「カリキュラム作成部会」、「コミュニティ・スクール部会」、さらには教科ごとの「カリキュラム作成作業部会」が組織され、94 人の委員が延べ 73 回にわたる会議を開催し、多岐にわたる具体的な課題について検討を行いました。保護者、市民、地域、学校、教育委員会といった立場の異なる委員が、それぞれの意見を出し合いながらも、子どもたちにとってよりよい教育を実現するために一致協力し、その知恵と工夫の集大成として、9 月には「小・中一貫教育校の開設に向けて（検討報告書）」をまとめ、教育委員会に提出しました。

この「基本方針」と「検討報告書」をもとに、教育委員会では、12 月に「小・中一貫教育校の開設に関する実施方策」

を策定し、平成 18 年 4 月に「にしみたか学園」が開園しました。

#### 「にしみたか学園」の今後の取り組み

「にしみたか学園」の運営に当たっては、第二中学校区内の小学校と小学校、小学校と中学校の児童・生徒が、学校行事や部活動等を通じて人間関係が互いに深まるような交流活動を行うとともに、小・中学校の教員が情報を交換し、学びあうために、授業交流や合同研究会を積極的に行います。また、カリキュラムについても、教育委員会で作



開園式で生徒・児童の代表が挨拶

成した小・中一貫カリキュラムをもとに教育活動を行う中で、その学習効果等について児童・生徒の実態を把握するために、学習達成度調査や学習に関する意識調査、体力調査、保護者の意識調査などを継続して行います。

さらに、平成 19 年度に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「学校運営協議会」を設置するために、18 年度はその前段階の取り組みとして、これまでの機能をより拡充した「学校運営連絡会」を設置します。また、「にしみたか学園」における小・中一貫教育校の実践を検証するために、教育委員会事務局に「小・中一貫教育校検証委員会（仮称）」を設置し、学校運営、一貫カリキュラム、コミュニティ・スクールの実践について、上半期、下半期ごとに現状把握を行い、その成果、課題、改善方法等を 3 年間にわたって検証します。

今後は、「にしみたか学園」での実践の成果を検証しながら、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校を、市内全中学校区に拡大していく予定です。

### 3 成果重視の行政経営システムの確立

#### 戸籍事務の電子化と市政窓口の移転による市民サービスの向上

##### 事務の電子化の目的と効果

戸籍事務の電子化とは、紙原本で管理していた戸籍を電子化されたデータで管理するシステムに変更することですが、戸籍法や施行規則等に基づき、個別に「改製判断」を行いながらデータの移行を行う必要があることから、複雑かつ膨大な作業となるものです。しかし戸籍の電子化によって、今まで行ってきた戸籍記載のための複数の作業がひとつの作業で完了するほか、入力に際してはシステムにエラーチェック機能があることから、迅速で正確な事務処理が可能となります。また、証明発行事務においても、通常の戸籍謄抄本の発行がシステムにより短時間で出せるだけでなく、手書きで対応している戸籍届出の受理証明書や身分証明書をシステムからプリントアウトして発行できるため、待ち時間の短縮と正確な証明発行が可能となります。

平成 16 年度当初から着手した戸籍の電子化は、平成 17 年 11 月に完了し、同月から新システムによる窓口サービスを開始しました。また、本庁の市民課窓口における戸籍証明書の発行の迅速化に加え、各市政窓口においても、これまでファクスで発行していた戸籍証明書が端末からの発行に変わったことにより、大幅に待ち時間が短縮されました。さらに 12 月からは、多摩地区では初となる、自動交付機から戸籍証明の発行が可能となり、市民カードの利用によって夜間や休日も戸籍証明書の交付を受けることができるようになりました。



多摩地区初の戸籍証明  
対応の自動交付機

今後は、自動交付機を活用し、窓口においても戸籍や住民票、印鑑証明書等の発行が一つの端末で可能となる総合証明発行システムを稼働させることにより、窓口サービスのさらなる迅速化と効率化を進めます。

#### 三鷹駅市政窓口の移転と基幹系システムの再構築を契機としたサービスの向上

三鷹駅ビル内に設置していた「三鷹駅市政窓口」は、利用者が年々増加し手狭になったことなどから、三鷹駅南口第12地区協同ビルに移転・リニューアルし、平成17年6月から新しく「三鷹駅前市政窓口」としてオープンしました。新しい市政窓口は、これまでの約1.5倍の広さとなりロビーも広がったことなどから、利用者の皆さんに、より快適な環境で利用いただけるようになりました。

取り扱いサービスも拡大し、これまでの住民票・印鑑証明等の発行や市税収納等の業務に加え、印鑑登録の受付、転入や転居、転出など住民記録の異動に関する届出の即時処理、戸籍証明書の即時処理等を、基幹系システムや戸籍システムの稼働に合わせて、それぞれ9月及び11月に開始しました。

また駅前市政窓口は、以前から毎週土曜日の窓口サービスを行ってきましたが、11月からは日曜日（第2・第4）にも業務を行うことで利便性の向上にも努めるとともに、戸籍の電子化によって、以前対応できなかった夜間や土・日曜日の戸籍証明の発行が可能となり、サービス内容が向上しました。

#### 新基幹系システムの機能向上による総合的な窓口サービス

このような窓口サービス向上の背景として、戸籍事務の電子化のほか、9月から稼働した新基幹系システム（住民基本台帳や市税の賦課・収納、国民健康保険、介護保険など市民を対象とする広範囲な事務を処理するシステム）の機能向上があります。これまでのシステムでは、夜間や土曜日には大量一括のデータ処理を行うため、個別データの更新を伴う転入や転居、転出等の処理を行うことができませんでした。しかし新しい基幹系システムでは、夜間や土曜日・日曜日の窓口サービスを考慮してシステム全体の設計を行った結果、取扱時間の拡大が可能となったものです。



日曜日の業務も始めた三鷹駅前市政窓口

また新基幹系システムでは、転入等に  
伴い、国民健康保険や老人医療、児童手当など関連する制度の手続・申請の案内などがより迅速・確実に行えるようになり、総合的な窓口サービスが前進しました。

今後は、この新基幹系システムの機能を活用し、さらなる市民サービスの向上や事務処理の効率化など、成果の発揮に務めます。



## 4 柔軟で機動的な推進体制の整備

### 総合的な安全安心体制の確立

#### 生活安全条例の制定と生活安全推進協議会の発足

市は、市民の安全と安心を確保するため、平成 14 年度に生活安全条例を制定し、平成 15 年度には生活安全推進協議会を設置しました。また、平成 16 年 4 月には生活環境部に安全安心課を新設するとともに、8 月には市民、事業者等との連携・協力による「安全安心・市民協働パトロール」を実施しました。

そして同年 12 月には、子どもの安全確保を優先した取り組みとして、市内の 15 小学校区毎に「地域安全マップ」を作成して児童に配布するとともに、平成 17 年 12 月には、このマップを活用した子どもによるまち診断を進めるために、「地域安全マップシール」を作成しました。このシールは、子ども一人ひとりが地域安全マップづくりに挑戦してもらうためのもので、小学校の児童や新入学予定者を対象に配布し、活用を図りました。



地域安全マップとシール

#### 生活安全に関するガイドラインの策定

安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するためには、安全で安心できる環境の整備を図ることが重要です。生活安全推進協議会では、防犯性に優れた施設の環境整備を図るために、生活安全に関するガイドライン策定に向けた調査研究を 2 年半にわたって行い、平成 18 年 1 月に提言をまとめました。提言を受けて市は、「生活安全に関するガイドライン」として「通学路等編」「住宅編」「道路等編」「学校等編」「公共施設等編」の 5 編を策定しました。

また生活安全推進協議会では、防犯カメラのあり方についても専門チームを設置して検討を行い、平成 16 年 11 月に提言を市に提出しています。これを受けて市は、「防犯カメラの設置に関する条例策定等検討専門家会議」を同年 12 月に設置し、市民意識調査も実施して検討を行い、平成 17 年 9 月の市議会に「防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を提案し、平成 18 年 1 月から施行しました。

#### 安全安心緊急情報対応マニュアルの策定

市民の生命や財産が脅かされるような事件が発生した場合、市民の安全を守るために、市が必要な緊急情報をいかに発信するか、また、市民はどのように対応しなければならないかについて検討するため、平成 17 年 11 月に「安全安心緊急情報対応マニュアル作成に関する検討専門家会議」を設置し、市の体制、情報の入手、情報発信の手段と発信、情



安心して暮らすことができるまちを目指して

報を受けた場合の対応など幅広い視点で検討を行いました。そして平成18年1月に報告書がまとめられ、これを踏まえ「安全安心緊急情報対応マニュアル・ガイドライン」とともに同マニュアル「三鷹市対応編」と同マニュアル「市民対応編」を作成しました。

また、生活安全推進協議会では安全安心情報ネットワークシステムについて調査研究を行ってきましたが、市は、同ネットワークシステムとし

て構築した、携帯電話等の電子メールを利用した安全安心メールの配信について、平成17年7月から3か月間実証実験を行い、平成18年2月に本格導入しました。この安全安心メールの配信は、3つの「マニュアル」の実践として活用を図ったものです。

このような様々な施策や取り組みを総合的に推進するためには、総合的な安全安心体制を確立し、市民・事業者・警察・市が連携を強化することが求められており、今後も、市民や関係機関との連携・協力による安全安心のまちづくりを進めていきます。

## 5 透明で公正な行政の確立

### 自治基本条例の制定による新たな協働・分権推進体制の確立

#### 自治基本条例の施行と職員の宣誓

平成18年度のスタートの日となった4月3日（月）に、三鷹市は13人の新入職員を迎えました。朝一番に行われた採用発令式では、これからの三鷹のまちづくりの一端を担う新たな職員達が、日本国憲法の尊重とともに、三鷹市自治基本条例を遵守することを高らかに宣誓しました。

これは、自治基本条例と同時に4月から施行された、職員のサービスの宣誓に関する条例に基づくものです。

一般職の職員が、採用時に自治基本条例の遵守を宣誓するのは全国初の試みですが、三鷹市は、自治基本条例の重要性について職員がしっかりと認識し、その実践の努力を進めるために、宣誓に関する条例の改正を行ったものです。



13名の新入職員が自治基本条例の遵守を宣誓

### まちづくり研究所第2分科会の検討とフォーラムの開催

自治基本条例の制定は、基本構想・第3次基本計画の策定における市民参加の取り組みの中で、平成12年に提出された「みたか市民プラン21会議」の提言書に盛り込まれていました。その後、自治基本条例の制定を主要事業とした第3次基本計画が平成13年に確定し、平成14年10月には、自治基本条例を検討する「まちづくり研究所第2分科会」が発足しました。

第2分科会は、西尾勝 国際基督教大学教授(当時)を座長として、他の学識研究員2名、公募委員2名を含む市民研究員8名の計11名でスタートしましたが、市民の傍聴のもと、分科会は平成15年10月までに12回開催され、しばしば議論は白熱しました。

その後、平成15年11月に西尾勝座長から清原市長へ第2分科会報告書「三鷹市自治基本条例について」が提出されるとともに、平成16年1月には報告書の内容を広く市民の皆さんに伝えるために、「みたかの自治基本条例を考えるフォーラム」を開催し160名が参加しました。



西尾座長(右)から清原市長へ分科会報告書が提出される

### 条例要綱案と条例検討試案のパブリックコメントの実施

市は、同年の7月に、第2分科会の提言やフォーラムなどを通して寄せられた意見を踏まえ「三鷹市自治基本条例要綱案」を公表するとともに、条例要綱案について広く意見を聞くために、「まちづくり懇談会」や「出前説明会」を開催しました。続いて、平成17年3月には、条例要綱案に寄せられた意見を踏まえ、「三鷹市自治基本条例検討試案」を公表するとともに、条例要綱案と同様にパブリックコメントの取り組みを行いました。

平成17年6月には、条例検討試案に寄せられた市民の意見を踏まえて条例案(議案)を決定し、市議会へ提案しましたが、この時、全8面の「広報みたか・自治基本条例案特集号」を発行し、条例案の全文とともに、条例検討試案に寄せられた市民の全意見と市の考え方を掲載しました。

### 特別委員会の審査と自治基本条例の可決・成立

市議会では、自治基本条例審査特別委員会が設置され、特別委員会では9月まで全章にわたって逐条的な審議が行われるとともに、地方自治法に基づく参考人の意見聴取として学識者や市民の意見陳述も行われたのち、条例案は全会一致で可決され、続く9月定例会の最終日の本会議でも、原案どおり可決・成立しました。

自治基本条例は、半年の準備期間を経て平成18年4月から施行されることとなりましたが、自治基本条例に基づく関連条例の整備として、新たにパブリックコメントや市民会議・審議会等の公開に関する条例を制定することとしました。そこで、両条例検討案のパ

ブリックコメントを12月から実施し、平成18年3月議会に条例案を提案しました。

また平成18年2月には、自治基本条例の成立を踏まえ、これからの三鷹市の協働のまちづくりについて検討を行うために、「みたか自治シンポジウム～三鷹が創る新たな自治のかたち～」を開催し220名が参加しました。

平成18年3月議会では、自治基本条例の関連条例である、「パブリックコメント手続条例」、「市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」及び「職員のサービスの宣誓に関する条例（一部改正）」が原案どおり可決・成立しました。

4月には、自治基本条例と上記の関連条例とともに、助役の呼称を副市長とする「助役の呼称に関する規則」や、「住民投票の実施の請求に関する規則」も施行されました。また同時に、庁内の運用指針として「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」も策定し、審議会等の委員の選任に当たっては、公募枠を設けることや、男女の比率の均衡に努めるとともに年齢構成の均衡に配慮することなど、設置や選任の原則的な運用基準を定めました。

さらに、4月30日には、全8面の「広報みたか・自治基本条例特集号」を発行し、条例の逐条解説やパブリックコメント制度など、新たな自治の仕組みの解説を掲載しました。

#### 更なる分権改革と市民自治の実現を目指して

自治基本条例の施行後、パブリックコメントや市民会議・審議会の公開の制度についても、それぞれ新たなホームページシステムが立ち上がるなど、新たな自治の仕組みは円滑な運用が図られています。

しかし自治基本条例の第3条では、「地方自治の推進に向けた取り組みを通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させる」と定めています。

今後も自治基本条例の制定をもってゴールとするのではなく、条例の運用を通して明らかになる課題の検証を行いながら、更なる改善に取り組んでいきたいと考えます。



全国からの参加者で大盛況となった  
「みたか自治シンポジウム」